

第 3 8 回制度設計専門会合 事務局提出資料

ガスの卸調達・適正取引の在り方について
～ガスの卸取引に関する競争の促進について～

令和元年 5 月 3 1 日（金）



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

中途解約補償料を伴う長期契約に関する論点について

中途解約補償料を伴う長期契約の在り方については、これまでの事業者からのヒアリングを踏まえると、競争政策の観点から、次のような事項が論点として考えられ、今後、整理を行っていくことが考えられるのではないか。

- ガス卸に関するものを含め、事業者間の長期契約は、一般論としては、関係事業者の収益の安定に資するものであり、また、LNG開発など大きな投資を可能とする側面もあるか。都市ガスの卸契約についても、長期契約により収益が安定するため卸価格が低減する可能性があり、また、卸先事業者にとって都市ガスを調達できる確実性も向上する面もあるか。
- 一方で、ガス卸に関する長期契約のうち、高額の違約金を伴うもの（以下「高額違約金付き長期契約」という。）については、卸受事業者が卸元事業者をスイッチングすることを長期間にわたり困難とするおそれがあることから、その状況によっては、ガス卸市場の新規参入者（卸元事業を行おうとする新規参入者）の事業機会を過少にし※1、当該新規参入者の事業を困難とする可能性があるか（市場閉鎖を招来するおそれ）。特に、卸元事業者が市場において有力な地位を有する場合※2は、そのおそれは大きいと考えられるか。

※1 事業機会を過少にする可能性（市場閉鎖を生じるおそれ）が相対的に小さいと考えられるものとして、卸市場における取引の一部に限定されるなど、競争者の事業機会が十分に存在する違約金付き長期契約などが考えられる。

※2 旧一般電気事業者や国産ガス事業者など、将来的にその可能性が高いと見込まれる場合も含む。

- すなわち、このような場合においては、卸市場における事業者間の競争が十分に機能しない結果として、卸先事業者へ卸価格の低減や、その結果として小売価格の引き下げが図られる効果が十分に期待出来ないこととなる可能性が考えられるか。
- なお、市場閉鎖を巡る議論に加えて、卸先事業者が卸元事業者に都市ガスの調達を依存している状況を踏まえれば、ガス事業の健全な育成を図る観点から、優越的地位ないし市場支配的地位の濫用と評価することも考えられるか。

中途解約補償料を伴う長期契約に関する論点について

～都市ガス事業の構造に対する必要な配慮の考え方

- ただし、高額違約金付き長期契約が都市ガス及びその上流のLNG事業の事業構造上やむを得ない場合には、それを禁止することで事業自体が成立困難となる可能性も考えられることから、ある程度、反競争的効果があるとしても、一概に否定することは適切ではないのではないか。
- ✓ 事業構造上やむを得ない場合として、具体的には、LNG市場における売り手の強い交渉力に起因する柔軟性の乏しい長期契約（take or pay 条項や仕向地条項等が付与されているもの）などが考えられるか。
- ✓ 他方、前回の本専門会合におけるJERAの実情を考慮すると、LNG市場における調達上の契約柔軟化の傾向、LNGトレーディング等のバリューチェーン全体での柔軟性を高める取り組みによって、状況の変化も見られる。卸元事業者がこのような努力を尽くし、そのような努力が違約金の水準や契約期間の程度に適切に反映されることが求められるか。
- ✓ なお、違約金の水準や契約期間の程度によっては、事業上の必要性を超える過度の市場閉鎖を生じる場合もあるが、その妥当性をどのように判断するか。

中途解約補償料を伴う長期契約に関する論点について

～まとめ

- ガス卸市場における市場支配的事業者ないし有力な地位を有する事業者（卸元事業者）が卸先事業者との間で高額違約金付き長期契約を締結することについては、卸市場における公正な競争を阻害するおそれがある一方で、上流のLNG市場の事業構造上やむを得ず、LNGトレーディング等のバリューチェーン全体での柔軟性を高める取り組みによっても、回避が困難な側面もありうることを踏まえ、今後、考え方の整理を行っていくこととしてはどうか。